

令和7年度先端技術活用支援講座実施業務委託 公募型企画提案実施要領

I はじめに

川崎市では、新川崎・創造のもり地区において、産学公民の連携により、21世紀を支える新しい科学技術や産業を創造する研究開発拠点の形成と、次代を担う子どもたちが科学・技術への夢を育む場づくりを目指しています。

本業務は、この創造のもり地区を拠点とし、市内ものづくり企業の更なる高度化と新たな産業創出を図るための産学官連携推進を目的に、ナノ・マイクロ技術や量子技術をはじめとする、新川崎・創造のもり地区と関連が深い分野をテーマとした企業向け講座を実施するものです。

講座の開催にあたっては、先端技術への関心を高め、知識の習得を支援するとともに、異分野の参加者同士や講師との産学・産産連携に結びつける交流促進も併せて行います。

II 公募事業の要件

1 委託事業の概要

別紙仕様書のとおり

2 参考価格

3, 377, 000円（消費税及び地方消費税含む）

III 企画提案に関する事項

1 企画提案に求める内容

本業務は、幅広い業種等を対象としたセミナーを通じてナノ・マイクロ技術・量子技術を始めた先端技術に対する関心の醸成や知識の習得を図るとともに、参加者同士や講師との意見交換会等を実施することで、新川崎エリアにおけるオープンイノベーションの更なる活性化や、具体的な技術開発や産学連携に繋げることを想定しています。事業の目的を達成するため、提案者の有する知識や経験、ネットワーク等を活用した事業実施内容等について、提案してください。

(1) 事業の実施コンセプト

- ・新川崎地区の産学連携・産産連携を促すため、以下の内容についてそれぞれ提案してください。なお、実施の際は、提案内容を基に本市と調整を行うこととします。

【サロン形式（4回）】

- ・AI、半導体、宇宙、ロボットなど、かわさき新産業創造センターの入居企業と関連の深いテーマ案、想定している講師名（大学教授、企業経営者等）、具体的な実施方法・内容について、4回開催分をそれぞれ提案してください。

【セミナー形式（1回）】

- ・「量子コンピューティング技術の社会実装の加速」を目的にテーマを設定し、想定している講師名（大学教授、企業経営者等）、具体的な実施方法・内容について提案してください。
- ・想定している講師については、個人名を挙げないことも可能とします。

(2) 参加者の交流促進

- ・講演会後に実施する参加者同士や講師との意見交換会等について、ファシリテーター等を活用するなど、交流を促す具体的な方法・内容を提案してください。

(3) 受講者募集広報

- ・受講者の募集方法について、提案者のもつ経験やネットワーク等を最大限に活用し、メールマガジンやネット広告等、様々な媒体を活用するなど、各テーマに沿って適切な参加者へ周知、参加へつなげる具体的な方法を提示してください。

(4) アピールポイント

- ・提案又は提案者のアピールポイントについて提示してください。

(5) スケジュール

- ・契約締結後（令和7年6月中旬予定）から年度末までの作業スケジュールを提示してください。

(6) その他

ア 企業概要

- ・企業の概要がわかる資料を提示してください。（パンフレット等）

イ 業務実施体制

- ・本業務の実施体制について提示してください。

ウ 過去の類似した業務の実績

- ・企業向けの講座実施の実績等、関連する業務実績について提示してください。

エ 見積書

- ・費目ごとに金額を示し、その積算根拠についても記載してください。

2 仕様書に関する事項

仕様書3-(1) 講座の企画・立案

- ・新川崎・創造のもりにおいて産学連携・産産連携を行うとする研究者や、先端技術の知見を深めようとする中小企業経営者や企業の技術者等を対象とし、セミナー等の企画立案を行うこと。なお、実施場所は原則として、新川崎・創造のもり内の会議室等を利用（利用料無料）するものとし、必要に応じ「NANOBI C」の「4大学ナノ・マイクロファブリケーションコンソーシアム」が設置している先端研究機器の見学等を行うことも可能とする。
- ・講座の受講者の知識・技術・関心等を勘案し、効果的な講座となるよう、テーマ設定、講師の選定、開催テーマに適した参加者への周知・募集を行うこと。

仕様書3-(2) 受講者募集広報

- ・受講者募集のために広報資料を作成するとともに、受託者の有するネットワークを活用し、関係企業等への資料送付やPRを行うこと。（広報資料はA4両面1枚程度とし、電子データで市に納入するとともに、各回500部をカラー印刷の上納品すること。）
- ・講座内容の広報のための市のホームページ更新に協力すること（広報文の提供、申込フォームの作成等）。
- ・また、必要に応じて、川崎市の関係機関とも連携し、広報を実施すること。

仕様書 3-(4) 講座運営関係

- ・セミナーについては、講師と連絡・調整の上、配布資料を作成、印刷すること。
 - ・各回ともセミナー等の運営のために十分な人員を配置すること。
- ※受付の補助など一部市の協力を要する場合は、提案書に明記すること。

仕様書 3-(6) その他 講座開催概要

- ・提案者が企画提案を行うための目安として提示しているものであり、この内容を上回る提案を妨げるものではありません。

3 参考資料

事業実施の際に、必要に応じて活用してください。

- ・川崎市「新川崎・創造のもり」及び「NANOBI C」について
<https://www.city.kawasaki.jp/280/page/0000036039.html>
<https://open-labo.skr.jp/>

IV 企画提案の流れ

1 スケジュール (予定)

- | | |
|--------------------|-----------------------|
| (1) 企画提案公募 (公示) | 4月28日 (月) |
| (2) 参加意向申出書・質問書の受付 | 4月28日 (月) ~ 5月19日 (月) |
| (3) 参加資格要件の確認通知 | 5月21日 (水) |
| (4) 質問書に対する回答 | 5月21日 (水) |
| (5) 企画提案書の受付期間 | 5月26日 (月) ~ 5月30日 (金) |
| (6) 審査会 (書面審査) | 6月4日 (水) (予定) |
| (7) 審査結果の通知発送 | 6月6日 (金) (予定) |
| (8) 契約 | 6月13日 (金) (予定) |

2 企画提案参加受付

(1) 参加者の資格要件

この企画提案に参加を希望する事業者は、次の条件をすべて満たしていることを必須とします。

- ア 令和7・8年度川崎市業務委託有資格業者名簿に、業種を「その他」、種目を「その他」で登録申請している者。
- イ 本業務を実施する体制には、科学技術や技術経営に関する企業向け講座等の実施実績を有する者を含むこと。
- ウ 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱に基づく指名停止期間中でない者。
- エ 会社更生法 (平成14年法律第154号) に基づく更正手続開始の申立がなされていない者又は民事再生法 (平成11年法律第225号) に基づく再生手続開始の申立がなされていない者。
- オ 団体又はその代表者が市民税、法人税、消費税及び地方消費税を滞納していない者。
- カ 川崎市暴力団排除条例 (平成24年川崎市条例第5号) 第7条に規定する暴力団員等、暴力団経営支配法人等又は暴力団員等と密接な関係を有することのない者
- キ 神奈川県暴力団排除条例 (平成22年神奈川県条例第75条) 第23条第1項又は第2項の規定に違反しない者

(2) 参加意向申出

この企画提案に参加を希望する事業者は、次により所定の参加意向申出書を提出しなければなりません。

ア 提出書類

- ① 参加意向申出書（様式1） 【1部】
- ② 企業概要（任意様式） 【1部】
 - ・パンフレット等企業概要がわかるもの
- ③ 過去5年程度の類似業務の実績（任意様式） 【1部】
 - ・件名、業務内容、発注元、金額を記載してください。（10件以内）
 - ・本市からの類似事業の受託業務がある場合は、必ず記載してください。
- ④ 業務実施体制（任意様式） 【1部】
 - ・本業務に関連する経験等を有する者の実績、本業務における役割が分かる内容としてください。

イ 提出方法

事前連絡の上、持参又は郵送により提出してください。

ウ 提出先及び問い合わせ先

川崎市経済労働局イノベーション推進部
〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地 川崎市役所9階
電話：044-200-2973

エ 提出期限

令和7年5月19日（月）必着

※持参の場合の受付は、提出期間中の日（土曜日・日曜日・祝日を除く）の午前8時30分から午後5時まで（午前12時から午後1時の間を除く）の間とします。

オ その他

- ・代表者の印は、契約書に使用する代表者印を押印してください。

(3) 参加資格確認通知

企画提案参加者要件に基づく審査を行った結果、参加資格を確認した事業者に対し、令和7年5月21日（水）までに参加資格確認通知の写しを電子メールで送付し、原本は後日郵送します。

3 企画提案に関する質問の取扱い

(1) 質問方法

質問は文書（任意様式）により行うものとし、事前連絡の上、郵送又は電子メールのいずれの方法でも可能です。

(2) 受付期限

令和7年5月19日（月）必着

(3) 回答方法

質問者を含めたすべての企画提案者に対して、令和7年5月21日（水）までに電子メールで回答します。

4 企画提案書提出

(1) 提出書類

資格確認を受けた事業者については、期日までに次の書類を提出してください。

なお、企画提案書の作成、提出に必要な経費は、各事業者の負担とします。

ア 企画提案書（任意様式）【7部】

- ・ A4版とし、表紙を除き8ページ以内で作成してください。
- ・ 本実施要領Ⅲ-1-(1)の提案にあたっては、概念図やフロー図などを活用して、専門的知識を有しない者でも理解できるよう、わかりやすい表現となるよう留意してください。

イ 添付書類（任意様式）【各7部】

- ① 企業概要（パンフレット等企業概要がわかるもの）
- ② 業務実施体制（組織体制、実施責任者、担当者、関連資格等を記載）
- ③ 類似業務の実績（件名、業務内容、発注元、金額を記載）
- ④ 所要経費・概算見積書

ウ 提出書類の取扱い

- ・ 提出書類は、返却いたしません。
- ・ 提出期限後は、提出書類の差し替え、変更又は追加は認めません。
- ・ 提出書類の受領後、本市で必要があると判断した場合は、補足資料を求めることがあります。

(2) 提出方法

事前連絡の上、持参又は郵送により提出してください。

ア 提出先

川崎市経済労働局イノベーション推進部
〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地 川崎市役所9階
電話：044-200-2973

イ 提出期限

令和7年5月30日（金）必着

※持参の場合の受付は、提出期間中の日（土曜日・日曜日・祝日を除く）の午前8時30分から午後5時まで（午前12時から午後1時の間を除く）の間とします。

5 企画提案選定方法

(1) 委託先の選定方法

提出書類に基づく書類審査を実施し、企画提案の内容や実績等について総合的な判断を行った上で採択する受託予定者を決定します。ただし、公募内容や応募資格に合致していない企画は選考対象外となります。

(2) 審査体制

ア 川崎市経済労働局内に企画提案選定委員会を設け、企画提案書の内容審査を行います。参加者の内、各委員の最高点数の獲得数が最も多い事業者を受託予定者、次点の業者を次点者として選定します。なお、採点の結果、各委員の最高点数の獲得数が最も多い事業者が複数の場合（同点の場合）は、次の順で業者を選定するものとします。

(ア) 最も高い総合得点を獲得した事業者を選定

(イ) 見積書の総額が最も安い業者を選定

イ 最高得点の6割を基準点とし、総合得点が基準点以上の業者のみ適正と判断する。また、提案者が1社であっても、基準点未満の業者は、対象外とします。

ウ 会議の公開

企画提案選定委員会は、川崎市審議会等の公開に関する条例（平成11年3月19日条例第2号）第5条第3号の規定に基づき非公開とします。

(3) 審査基準

ア	企画提案の視点・内容	・事業目的を十分に理解し、仕様に沿った具体性のある提案となっているか ・事業目的に沿った十分な成果が見込めるか
イ	提案内容の工夫	・提案者の強みを生かした工夫（独創性）がみられるか ・提案者の実績を生かした提案がなされているか
ウ	事業実施体制	・事業実施に必要な専門知識を有しているか ・業務遂行に適切な実施体制を構築しているか
エ	取組意欲・積極性	・積極性があり、前向きな提案がなされているか
オ	提案内容の実行可能性	・十分に実行が可能な方法となっているか ・適切なスケジュールとなっているか
カ	経済性・効率性	・企画提案内容に対して、見積金額が妥当なものであるか ・提案内容に無駄がないか

6 選定結果の通知

選定後、速やかに各事業者あてに郵送で通知します。（令和7年6月6日（金）発送予定）

なお、選定結果等の電話・電子メール等での直接のお問い合わせには、応じられませんので御了承ください。

7 企画提案参加の意思確認

- ・契約締結までは、企画提案を辞退することができます。
- ・辞退にあたっては、書面により、申し出てください。
- ・契約締結前に採択事業者の辞退があった場合は、第2順位以降で高順位の事業者を繰り上げて採択するものとします。

8 失格事由

次の事由に該当する場合は、失格となります。

- (1) 提出書類が提出期限内に提出されなかった場合。
- (2) 提出書類の内容に虚偽の記載がある場合。
- (3) 提出書類の提出後に本実施要領「IV-2-(1)参加者の資格要件」に定める要件を満たさなくなった場合。
- (4) 他の参加者の協力者となった場合。
- (5) その他、本実施要領に定める手続、方法等を遵守しない場合。

9 その他

- (1) 提出された企画提案書は、企画提案の審査・選定以外に提出者に無断で使用しません。企画提案書を公開する場合には、事前に提案者の同意を得るものとします。
- (2) 選定委員会により選定された最優秀者と仕様の細部や契約金額等について協議し、協議が成立した場合には、当該業務に係る随意契約を締結します。この場合において、改めて仕様書を作成し、見積書の提出を求めることとなります。
- (3) 企画提案書は、あくまでも業務を委託する者を選定するための資料であり、その内容は尊重しますが、必ずしもその内容に限定されないものとします。
- (4) 提案書類等における使用言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨を使用してください。
- (5) 業務の実施にあたっては、本事業の委託契約約款を遵守していただきます。また、個人情報、調査対象等のデータの保護については、紙媒体、電子媒体を問わず、管理者の責任において、厳重に管理することとし、必要な届出が発生した場合は、本市の指示に従って提出していただきます。
- (6) 原則として、事業に要した経費は事業終了後に行う完了検査後に一括払いします。
- (7) その他、業務の実施に必要な事項は、本市と受託者で協議の上、定めることとします。

10 提出先及び問い合わせ先

〒210-8577

川崎市川崎区宮本町1番地 川崎市役所9階

川崎市経済労働局イノベーション推進部

電話：044-200-2973

E-mail：28innova@city.kawasaki.jp